

## 適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	フジワン粒剤
種 類 名	イソプロチオラン粒剤
登 録 番 号	第 13276 号
登 録 会 社	日本農薬株式会社
登 録 日	令和 5 年 2 月 22 日

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項に以下のとおり追加する。

- 1) 使用量の変更：りんご（野ソ食害忌避）/200g/樹⇒100～200g/樹
- 2) 使用量、使用方法の追加：りんご/野ソの食害忌避、高密度植わい化栽培で使用する場合は 100～200g/m<sup>2</sup>、根雪前、本剤の所定量を樹列を中心に 1 m の幅の範囲に土壌と均一に混和する。

【変更後】（変更する作物・使用目的のみ抜粋）

作物名	使用目的	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イブプロホリンを含む農薬の総使用回数
りんご	野ソの食害忌避	100～200g/樹	根雪前	2回以内	本剤の所定量を樹冠下半径約 50 cm の範囲の土壌と均一に混和する。	2回以内
		高密度植わい化栽培で使用する場合は 100～200g/m <sup>2</sup>			本剤の所定量を樹列を中心に 1m の幅の範囲に土壌と均一に混和する。	

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項のうち(6)及び(11)を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

【変更後】

(6) むれ苗防止に使用する場合は次の事項に注意すること。

- ① 本剤は育苗中の低温による根の吸水低下や高温による蒸散増加など、吸水と蒸散の不均衡によって起こるむれ苗（生理的な急性萎凋障害）に対して有効であるので、このようなむれ苗の発生する地域で使用する。
- ② 本剤は苗立枯病には効果がないので、育苗に際して苗立枯病が発生するおそれがある場合は、それらに有効な薬剤と体系処理をすること。
- ③ 本剤は、は種前又は苗の緑化始期にいずれか 1 回処理すること。

(11) 野ソの食害忌避に使用する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 樹冠下半径約 50 cm の範囲の落葉等をあらかじめ取り除いてから処理すること。
- ② 植栽の樹間が 1m 以下（高密度植わい化栽培）で使用する場合は、樹列当たりの使用量を量り取り、樹列を中心に 1m の幅の範囲に使用すること。
- ③ 忌避剤以外の物理的な防除方法など他の防除法と併用して使用することが望ましい。

## 別紙

## 8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 極端な漏水田での使用はさけること。
- (3) 本剤の所定量を均一に処理すること。
- (4) 本田で使用する場合は次の事項に注意すること。
  - ① 散布に当たっては、田水深を 3 cm 以上の湛水状態とし、散布後少なくとも 3～4 日間は湛水状態を保ち、散布後 7 日間は落水、かけ流しはしないこと。
  - ② 本剤はいもち病に対して予防的に散布した場合に有効であり、葉いもち防除の使用適期は初発の 7～10 日前である。発生予察情報に注意して時期を失しないように早目に散布すること。穂いもち防除の使用適期は出穂 20 日前（葉いもちの発病程度、気象条件などにより出穂 10～30 日前）である。なお、本剤の使用に当たっては使用時期を誤らないように病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
  - ③ 本剤はいもち病を主体に小粒菌核病との同時防除に使用できるが、多発時の小粒菌核病（小黑菌核病）には効果が不十分なことがあるので注意すること。
  - ④ 小粒菌核病に対しては時期を失しないようになるべく早目に散布すること。
- (5) 育苗箱で使用する場合は次の事項に注意すること。
  - ① 本剤を苗の上から均一に散粒し、直ちに上から灌水して粒を崩すこと。なお、最初の灌水で粒を崩壊させないとその後の乾燥により粒が硬化して崩れ難くなるので注意すること。
  - ② いもち病に対して使用する場合は、移植後およそ 6 週間を経過すると葉いもちに対する防除効果が弱まるので、移植後葉いもち発生までの期間を考慮して使用すること。なお、天候不順等で葉いもちの発生期間が長びく場合、又は葉いもちの発生が遅れた場合には必要に応じて本田でいもち防除剤を追加散布すること。
  - ③ いもち病に対しては、苗の緑化期から移植直前まで使用できるが、箱内の苗いもちも合わせて予防するためには、緑化期から硬化初期に散粒すること。但し、その場合本田で安定した葉いもち防除効果を得るためには 1 箱当り 75 g を処理することが望ましい。
- (6) むれ苗防止に使用する場合は次の事項に注意すること。
  - ① 本剤は育苗中の低温による根の吸水低下や高温による蒸散増加など、吸水と蒸散の不均衡によって起こるむれ苗（生理的な急性萎凋障害）に対して有効であるので、このようなむれ苗の発生する地域で使用すること。
  - ② 本剤は苗立枯病には効果がないので、育苗に際して苗立枯病が発生するおそれがある場合は、それらに有効な薬剤と体系処理をすること。
  - ③ 本剤は、は種前又は苗の緑化始期にいずれか 1 回処理すること。
- (7) トビイロウンカ防除に使用する場合は次の事項に注意すること。
  - ① 本剤はいもち病防除を主体にトビイロウンカとの同時防除に使用することが望ましい。その場合はいもち病とトビイロウンカに対する使用適期が一致する時に使用すること。
  - ② 本剤のトビイロウンカに対する増殖抑制効果は 1 回処理では不十分であるので、育苗箱施用時または第 2 回成虫飛来期に第 1 回処理を行い第 2 世代老令幼虫～第 3 世代若令幼虫期に第 2 回処理を行うこと。第 1 回処理時期である第 2 回成虫飛来期は通常 6 月下旬～7 月上旬頃であり葉いもちに対する使用適期とほぼ一致する。第 2 回処理時期である第 2 世代老令幼虫～第 3 世代若令幼虫期は通常 7 月末～8 月 15 日頃であり、穂いもちに対する使用適期とほぼ一致する。
  - ③ ウンカ類の飛来時期や発消長がずれた年や多発生の年には効果が不十分になる場合があるので、このような時には発生状況に応じてウンカ類の防除剤を組み合わせる防除を行うこと。
  - ④ 本剤のトビイロウンカに対する効果は殺虫作用によるものではなく、主として増殖抑制作用によるものである。きわめて遅効的で散布後密度抑制効果が現れるまでに 2 週間以上を要するため、本剤はあくまでも予防的に使用し、多発時の防除剤としては使用しないこと。なお、これらの処理によりセジロウンカに対してはある程度の効果が期待出来る場合もあるが、ヒメトビウンカに対しては全く効果が期待できないので注意すること。
  - ⑤ ウンカ類の飛来時期や発消長は年によって異なるので発生予察情報に注意し使用時期を決めること。特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (8) 稲の登熟歩合向上を目的として使用する場合は、低温等生育不良条件下及び高温登熟条件下で効果的であるので、これらの条件下で使用する事が望ましい。
- (9) 稲の高温登熟下における白未熟粒の発生軽減を目的として使用する場合は、高温登熟条件下で効果

的であるので、この条件下で使用するこ

(10) 白紋羽病防除に使用する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 樹幹部周辺の土壌を木の大きさに応じて掘りあげて根を露出させ、病患部を削りとり、更に腐敗根を取り除いて薬剤を罹病根部に適量塗り付け、残りの薬剤を掘りあげた土壌に混和しながら埋め戻すこと。
- ② 重症樹に対しては、所定範囲内の多めの薬量を処理し、結果させないよう配慮すること。
- ③ 苗木に対しては、移植時に処理すると薬害を生ずる場合があるので、移植後 1 年以降に処理すること。

(11) 野ソの食害忌避に使用する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 樹冠下半径約 50 cm の範囲の落葉等をあらかじめ取り除いてから処理すること。
- ② 植栽の樹間が 1m 以下（高密度植わい化栽培）で使用する場合は、樹列当たりの使用量を量り取り、樹列を中心に 1m の幅の範囲に使用すること。
- ③ 忌避剤以外の物理的な防除方法など他の防除法と併用して使用することが望ましい。